

番 号 : 140765  
 国 名 : イラン  
 担当部署 : 農村開発部 第一グループ 第二チーム  
 案件名 : 一村一品 (事業計画策定支援)

**1. 担当業務、格付等**

- (1) 担当業務 : 一村一品事業計画策定支援
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

**2. 契約予定期間等**

- (1) 全体期間 : 2015年1月中旬から2015年2月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.20M/M、現地 0.33M/M、合計 0.53M/M
- (3) 業務日数 :
 

|      |        |      |
|------|--------|------|
| 準備期間 | 現地業務期間 | 整理期間 |
| 2日   | 10日    | 2日   |

**3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所**

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 12月3日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

**4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点**

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

|          |                     |
|----------|---------------------|
| 類似業務     | 農村部における収入源創出に係る各種業務 |
| 対象国／類似地域 | 中東地域／全途上国           |
| 語学の種類    | 英語                  |

**5. 条件等**

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : なし

## 6. 業務の背景

イラン政府は、1979年のイスラム革命以来、富の公平な分配を国是として経済・社会インフラの整備を実施しているが、所得格差の割合を示すジニ係数を見ると0.37（2010年3月21日～2011年3月20日）と高い。これは補助金制度や価格統制により最低限の生活水準の底上げは図られているものの、富の分配が相当に偏っていることを示しており、この所得の格差は、所得の高い石油関連部門等の従事者と地方の零細農家との間で特に顕著である。そのため、イランの地方部では農外所得を求めて農家の兼業化や離農が進行し、農村部の人口の流出に伴う過疎化及び高齢化が進行している一方で、テヘランを始めとする都市部への人口流入に伴い都市部貧困層の増大などの問題を引き起こしている。このような状況下、イラン政府は第5次5ヵ年開発計画（2010年～2014年）において、第4次5ヵ年開発計画（2005年～2009年）から継続して農村部の人口流出の要因の一つである都市と農村の格差を是正することを喫緊の課題として取り上げている。同計画に基づきイラン農業省の取り組みはこれまで、主に地方農村部の農家の家計収入を補う補助金政策に限定されていたが、今後は地方農村の大部分を占める零細農家の収入向上を目指す政策を実施していく方針である。

この背景のもと、JICAは2008年度に農業省・農村女性局（Rural Women Affairs Bureau：RWAB）に短期専門家を派遣し、主に補助的な労働力として従事している農村部の女性が、家計収入向上に直接つながる貢献ができるよう、能力向上のための施策づくりに向けてRWABのスタッフの計画・立案能力向上に取り組んだ。

農業省は上記の専門家活動の結果を踏まえ、イラン地方部の零細農家の生計向上のための有効な施策として、今後一村一品事業の導入と国内での事業推進を進めることを計画し、当該分野における個別専門家派遣を要請した。

2014年2月には、同分野を専門とする国際協力専門員により、一村一品のコンセプト及び我が国等における適用事例を紹介するワークショップを実施し、RWABスタッフへ一村一品のコンセプトの共有を行い、事業戦略を検討する必要性を助言した。その結果、RWABは一村一品事業にかかる事業戦略ペーパー及び同ペーパーに基づき事業を実行するための実施体制や具体的な計画をアクションプラン（案）として2014年10月末に取りまとめている。

本専門家は、今年2月に行った国際協力専門員の助言を基に、RWABが作成した事業戦略ペーパーとアクションプラン（案）の内容を検討し、RWABが自ら持続的に取り組むことが可能な内容に取りまとめることができるよう支援するものである。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、今後イラン国内で一村一品運動を推進するためにRWABが作成した事業戦略ペーパーとアクションプラン（案）の内容を精査し、本省及び地方5州のRWAB職員約30名を対象にワークショップの開催を通じて内容を検討し、最終化させるための指導・助言を行うことを目的とする。

具体的な業務内容は以下のとおり。

### （1）国内準備期間（2015年1月中旬）

- ① 本業務の関係資料の事業戦略ペーパー（案）、アクションプラン（案）から現在の検討状況を把握する。また、相手国実施機関が提示するワークショップの日程具体案を確認し、現地派遣期間の業務内容及び業務工程、プレゼンテーション資料及び参考資料の内容を検討する。
- ② 現地派遣期間の業務計画について、JICA農村開発部と協議した上で、現地派遣期間中に実施するワークショップの業務計画をワークプラン（和文・英文）に取りまとめる。

### （2）現地派遣期間（2015年1月下旬～2015年1月下旬）

- ① ワークプランを JICAイラン事務所、および相手国実施機関に説明し、業務計画を確認する。
- ② ワークプランに基づき、RWABスタッフがアクションプランを最終化するための6日間のワークショップを開催し、必要な助言を英語で行う。

- ③ 派遣期間の活動結果を現地業務結果報告書として取りまとめ、JICAイラン事務所、および相手国実施機関に報告を行う。

(3) 帰国後整理期間（2015年2月上旬）

- ① 専門家業務完了報告書（和文）を作成してJICA農村開発部に提出し、報告を行う。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン（英文3部：監督職員、JICAイラン事務所、C/P機関）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

(2) 現地業務結果報告書（英文3部：監督職員、JICAイラン事務所、C/P機関）

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況

(3) 専門家業務完了報告書（和文3部）

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況
- ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④ プロジェクト実施上での残された課題
- ⑤ その他

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田⇒ドバイ⇒テヘラン⇒ドバイ⇒成田を標準とします。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2015年1月22日～2015年1月31日を予定しています。

ワークショップ開催日は、2015年1月24日～29日（6日間）です。

② 現地での業務体制

到着翌日に、相手国実施機関への表敬及びワークショップの打ち合わせ（ワークプランの説明）を行う際に、JICAイラン事務所の担当者が同行します。翌日からは相手国実施機関の施設内にてワークショップを実施します。ワークショップの実施に必要なプロジェクター等の資機材は、相手国実施機関のカウンターパートまたはJICAイラン事務所が手配します。

ワークショップは、JICAイラン事務所が備上する英語-ペルシャ語の通訳を介して実施し

ます。なお、コンサルタントの用意いただくワークプラン及びプレゼンテーション資料は、ワークショップ参加者に当日配布するために、JICAイラン事務所の備上する翻訳者がワークショップ開催前に英語からペルシャ語に事前に翻訳します。

③便宜供与内容

JICAイラン事務所及び相手国実施機関による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舍手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
業務上必要な移動時の車両提供
- エ) 通訳備上  
あり（英語⇄ペルシャ語）
- オ) 現地日程のアレンジ  
あり（相手国実施機関がワークショップの日程案を提示します）
- カ) 執務スペースの提供  
相手国実施機関がワークショップ実施に必要な会議場所を提供します。

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を、JICA農村開発部農業・農村開発 第一グループ 第二チーム (TEL:03-5226-8442) にて配布します。

- 1) 2014年2月の国際協力専門員によるワークショップ実施報告書
- 2) RWABIによる事業戦略ペーパー及びアクションプラン（案）/英語翻訳版

(3) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上